平成２９年（フ）第３８９号
愛知県碧南市神有町４丁目15番地
債務者　長坂　鉄也
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
三重県伊勢市御薗町高向519番地６　第２サンソンハイツ　102号室、前住所三重県伊勢市御薗町長屋2475番地　Ｍサツキ　301号室
債務者　岩谷　雅志
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
高知県香美市土佐山田町旭町１丁目１番18号　コーポ川端２Ｆ南号
債務者　國澤　和彦
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４２号
高知市稲荷町２番８号　オリオンズマンション507号
債務者　吉村　明仁
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７４号
高知県香美市土佐山田町2430番地３
債務者　竹村美由紀
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８２号
高知市中万々57番地37
債務者　新谷銀次郎
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３２５号
愛知県清須市西枇杷島町西六軒46番地
債務者　朝倉　　正
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３２６号
愛知県清須市西枇杷島町西六軒46番地
債務者　朝倉　紀子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５５０号
愛知県知多市つつじが丘２丁目１番地（26―304）
債務者　浅井ひとみ
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３５９号
さいたま市桜区大字五関173番地25
債務者　久保　貴子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４５号
埼玉県川口市前川２丁目16番28号
債務者　水野　祐介
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５４５号
埼玉県草加市谷塚町1803番地１　山崎ハイツ201号、旧住所埼玉県草加市柳島町121番地
債務者　蓮沼　綾乃
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５５８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南３丁目１番地６　シーアイマンション杉戸高野台101Ｂ
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５６８号
埼玉県三郷市早稲田８丁目23番地１　アスナロハイツ104
債務者　荒井あやめ（旧姓船山）
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５６９号
埼玉県三郷市三郷１丁目12番地７　グランドールM201
債務者　安斎　義夫
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６１０号
埼玉県三郷市市助174番地７
債務者　中森　静子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
新潟県長岡市寺泊野積4604番地
債務者　石井　大介
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係